

令和 2 年 1 2 月 2 日  
障害福祉部障害者施策課

## 障害者意思疎通支援事業の取組について

令和 2 年 4 月 1 日より、「江東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例」が施行した。全ての区民が障害の有無にかかわらず、互いに分け隔てなく理解し合い共生する地域社会の実現のため、今年度、以下の取組を行っている。

### 1 コミュニケーションハンドブックの作成（図 1 参照）

イラストを用い、指差しでコミュニケーションをとることのできるハンドブック（全 4 8 ページ）を作成し、障害福祉部窓口、出張所等への配架や障害者施設等へ配布した。日常生活でのコミュニケーション手段として使用するほか、発災時におけるコミュニケーション手段として活用する。

### 2 条例の普及・啓発動画の作成

条例について、手話を活用した説明動画を作成し、区公式 YouTube チャンネル、区 HP、区役所大型モニター、広告付き電子表示板等で公開している。

### 3 窓口用ヒアリンググループの設置（写真 1 参照）

難聴者とのコミュニケーションを支援する設備であるヒアリンググループを障害者支援課窓口（防災センター 2 階 1 4 番）に設置し、窓口での各種手続きにて使用している。

### 4 会議用ヒアリンググループの設置（図 2 参照）

持ち運びができる会議用ヒアリンググループの庁内での貸し出しを実施。区が主催する会議、説明会等で難聴者の参加が見込まれる場合に、ヒアリンググループ専用席を設けて使用する。

### 5 筆談ボードの設置

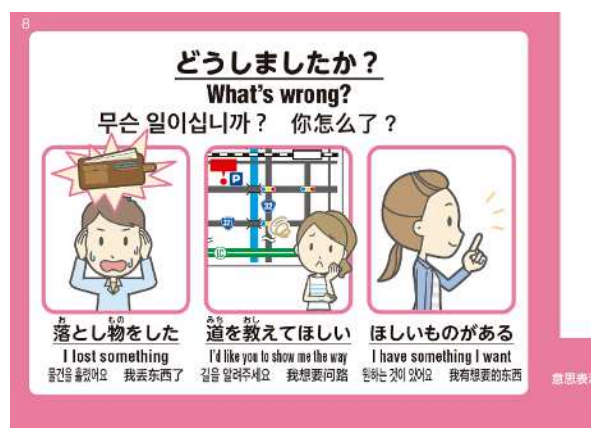
窓口の手続きにおいて、障害者との円滑なコミュニケーションを図るため、各課に筆談ボードを配布した。

## 6 こうとう区報コラムへの掲載

障害者の意思疎通手段の普及啓発のため、点字・音訳・筆談・手話等の障害者の意思疎通手段を紹介するコラムをこうとう区報に掲載している。(全6回)

- ・第1回(令和2年5月21日号):点字を知ろう
- ・第2回(令和2年8月1日号):音訳を知ろう
- ・第3回(令和2年9月11日号):筆談を知ろう
- ・第4回(令和2年11月21日号):重度障害者用意思伝達装置を知ろう
- ・第5回(令和3年1月11日号):失語症を知ろう(予定)
- ・第6回(令和3年3月11日号):手話を知ろう(予定)

【図1 コミュニケーションハンドブック 8ページより】



【写真1 窓口用ヒアリンググループシステムを使用する様子】



【図2 会議用ヒアリンググループシステム】

